

第33回 全国クレジット・サラ金・ヤミ金 被害者交流集会 in 仙台

無縁社会を乗り越えろ！

～福島、宮城、岩手の復興に向けて～

－大会参加ならびに宿泊申し込みのご案内－



開催日

2013年 **10月26日** (土) 分科会 13:30～17:30
10月27日 (日) 全体集会 9:00～13:00

分科会会場 東北大学川内北キャンパス C棟 仙台市青葉区川内41

全体集会会場 仙台市民会館 大ホール 仙台市青葉区桜ヶ岡公園4-1

記念
講演

「無縁社会を乗り越えろ！」

NHK大型企画開発センター チーフプロデューサー 板垣 淑子 氏

お問い合わせ
申込書送付先

(株)JTBビジネスネットワーク JTB 東北ECデスク

フリーダイヤル：0120-989-960 FAX：0120-937-224

営業時間：土日祝（年末年始）除く平日 9:30～17:30

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 3-23-14 ダイハツ・ニッセイ池袋ビル 7F

【実行委員会事務局】

さとう法律事務所／〒980-0811 仙台市青葉区一番町 1-17-24 高裁前ビル 3 階 TEL：022-722-6435 FAX：022-722-6436

クレジット・サラ金被害者の会 みやぎ青葉の会／〒980-0811 仙台市青葉区一番町 1-17-20-502 号 TEL：022-711-6225 FAX：022-711-6228



第33回全国クレジット・サラ金・ヤミ金 被害者交流集会 in 仙台



第33回全国クレジット・サラ金・ヤミ金被害者交流集会実行委員会

実行委員長 弁護士 新 里 宏 二

今回の交流集会のテーマは、

「無縁社会を乗り越えろ！

～福島、宮城、岩手の復興に向けて～」です。

2011年3月の東日本大震災発生から既に2年以上経過しています。福島県内等では福島第1原発による放射能汚染によっていまだ帰るめどすら立たない地域がある等、復興に向かう確かな手ごたえを持ってないまま故郷を離れ、避難生活を送らざるを得ない多くの被災者がいます。残った人も避難した人もその自己選択が尊重され、分断を廃して、平等に支援を受けることができる仕組みが必要です。宮城、岩手でも復旧に向けた取り組みが進んでいますが、津波被害者の集団移転がなかなか進まず、仮設住宅等では震災を契機として、孤立や貧困の問題が顕在化し、その支援の実践が求められています。

私たちは、2006年の貸金業法の大改正、グレーゾーン金利の廃止等、多重債務被害現場の声を世に問いかけ、法律、制度を変え、さらに、その背景にある格差や貧困にも取り組んできました。

今回の基調講演はNHKスペシャル「無縁社会～“無縁死”3万2千人の衝撃～」の製作に携わり、現在、NHK大型企画開発センターのチーフプロデューサーを務められている板垣淑子さんです。板垣さんはこれまで「ワーキングプア～働いても働いても豊かになれない」、「終の住処はどこに 老人漂流社会」等、孤立しながら、現状を「自己責任」とあきらめ声を上げることのできない声に耳を傾け、その声を代弁してきました。私たちの活動に必ずや示唆を与えて頂けると期待しています。

今回の交流集会では貸金業法、生活保護法及び労働法制の改悪の流れに対し大きな「NO」の声を上げていかなければなりません。高金利のさらなる引き下げ、生活困窮者への支援のあり方、奨学金問題、ブラック企業対策等積極的な切り口や新たな問題についても分科会、白書で取り上げる予定です。

また、2日目の午後には被災地を見て頂くような企画も検討しています。是非、仙台においで下さい。お待ちしております。



第33回 全国クレジット・サラ金・ヤミ金 被害者交流集会 in 仙台

無縁社会を乗り越えろ！
～福島、宮城、岩手の復興に向けて～

❖ 集会概要

日 時 2013 年 (平成 25 年) 10 月 26 日 (土) ～ 27 日 (日)
場 所 分科会 東北大学川内北キャンパス C 棟 仙台市青葉区川内 41
全体会 仙台市民会館大ホール 仙台市青葉区桜ヶ岡公園 4-1

詳細日程

26 日 (土)

受 付 12:30～13:30 受付会場 東北大学川内北キャンパス C 棟
分 科 会 13:30～17:30 (詳細は分科会一覧表をご覧ください)
懇 親 会 19:00～21:00 仙台国際ホテル
※ 注意事項 1 日目の分科会会場の東北大学川内北キャンパス内は全面禁煙ですのでご注意ください。

27 日 (日)

受 付 8:30～9:00 受付会場 仙台市民会館大ホール
全 体 会 9:00～10:10 挨拶・基調報告・表彰
10:10～10:50 被害体験報告・分科会報告
10:50～11:10 休憩
11:10～12:40 記念講演「無縁社会を乗り越えろ！」
講師 板垣淑子氏
(NHK大型企画開発センター チーフプロデューサー)
12:40～13:00 総括

※ エキスカーション(被災地視察)をお申込みいただいた方は、13:30に市民会館前を出発しますので、全体会終了後、速やかに所定場所に集合していただきます。

.....
記念講演 いた がき よし こ 板垣淑子氏 (NHK大型企画開発センター チーフプロデューサー)
演 題 「無縁社会を乗り越えろ！」



講師略歴

1970 年生まれ。東北大学法学部卒、1994 年 NHK 入局。報道局制作センター、仙台局、報道局社会番組部、スペシャル番組センターを経て、現在、大型企画開発センター。主な担当番組は、NHK スペシャル「ワーキングプア～働いても豊かになれない (2006 年)」(ギャラクシー賞大賞)、NHK スペシャル「無縁社会～“無縁死” 3 万 2 千人の衝撃～ (2010 年)」(菊池寛賞)、NHK スペシャル「終の住処はどこに 老人漂流社会 (2013 年)」ほか多数。

分 科 会 一 覧 表

10月26日（土） 13：30～17：30

申込 番号	分科会タイトル	分 科 会 内 容 (最新の動向により内容が変更となる場合があります。末尾の（ ）内の表示は、各分科会の形式の目安です。） (講義講演型)・・・講師による講義が中心の分科会 / (討論型)・・・情報交換と討論が中心の分科会 (折衷型)・・・講義講演型と討論型の折衷的な分科会	担当団体
1	現場から問う生活支援のあり方ー被災者支援の取り組みと今後の生活困窮者支援のあり方ー	生活困窮者支援法（案）では、自治体に対して、相談窓口を設けて生活困窮者の支援に当たることなどが求められています。生活困窮者に対する支援について、被災地での取り組みや先進的な自治体の活動などを踏まえ、その課題や解決策など、あるべき姿について考えていきたいと思います。（折衷型）	行政の生活再建対策の充実を求める全国会議・セーフティネット貸付実現全国会議
2	クレサラ裁判実務～残された重要問題と新たな問題	クレサラ裁判実務（過払訴訟、貸金請求訴訟又は保証債務履行請求訴訟等）において、未だ混乱している重要問題につき、利息制限法の原点と基礎に立ち返って検討します。（折衷型）	43 条対策会議
3	今、生活保護で何が起きているか？どう立ち向かうべきか？ー生活保護基準引下げ・生活保護制度「改革」ー	格差と貧困は拡大し、生活保護が果たすべき役割は大きくなっているのに、生活保護制度はかつてないバッシングにさらされています。今年8月からは過去前例を見ない生活保護基準の引き下げが始まりました。強い反対に遭って廃案となりましたが、参院選後には、申請手続の厳格化・扶養義務強化等を内容とする生活保護法「改正」案が再提出される見込みです。今、何が起きているのか？どう闘っていけばいいのか？最新情報の講義をふまえて、各地の取り組みの情報・意見を交換したいと思います。（折衷型）	生活保護問題対策全国会議
4	「特例金利をつぶせ！」～貸金業法改悪を阻止し、利息制限法金利引下への現実的戦略と戦術（仮）	自民党参院選の公約に、「適正な規模の小口金融市場の実現と真の返済困難者の救済」が盛り込まれています。今なお、貸金業法改悪についても予断が許されない現状にあります。私たちは、利息制限法の金利引き下げを主張し、その理論的可能性と必要性を精査してきましたが、貸金業法改悪の動きに対する「攻め」の姿勢を貫くためにも、次の段階、すなわち実現戦略を構想する段階に入っていると考えています。一方、質屋営業法で認められているとされる109.5%という上限高金利から派生した偽装質屋問題も全国的な問題となっています。質屋営業法の特例金利の問題も看過できない現状にあります。これらの問題に共通する「特例金利」について議論し、その根絶と利息制限法の上限金利引下げについての運動を展開したいと考えています。（討論型）	利息制限法金利引下実現全国会議・高金利引き下げ全国連絡会議・全国ヤミ金融対策会議
5	強欲資本家のやり放題を許さない！武富士創業家の責任を追及しよう！	武富士創業家（武井家）に対する損害賠償請求訴訟を、いま、全国18地裁1支部において、約2700人が闘っています。この裁判の本質は「弱者踏みにじり」を許さないというところにあります。つまり、「高金利」「過剰貸付」「過酷な取立」で顧客を苦しめ違法収益を享受してきた武富士が会社更生で過払金のほとんど全てを踏み倒し、一方、そうした武富士の違法営業を主導しそれを私利の源泉として大富豪に成り上がった武井家がいまだに莫大な私財を貯め込んだままでいるという、強欲資本家のやり放題逃げ得を許さないための裁判なのです。武富士の違法営業によって人生の大切な時間や場合によっては親族の命を奪われた被害者たちが、創業家の法的責任を追及することを通じて気持ちの区切りをつけて自らの尊厳を取り戻す闘いでもあります。本分科会では、この武井家責任追及の裁判を中心に、最新の情報を交換し、参加者で議論します。みなさまのご参加をお待ちしています。（折衷型）	武富士の責任を追及する全国会議
6	保証人保護のための保証法改正を目指して～現在の保証人保護の到達点と今後の課題～	多重債務や自殺の原因とされる保証被害をなくすために、保証人保護のための保証法改正を実現する必要があります。現在、法制審民法改正において事業者向け融資における第三者保証の禁止などが検討されており、また、第三者保証を禁止するための民法改正法案が参議院で可決され、衆議院にて継続審議となっております。経営者保証についても事業破綻時に一定の財産を保護するガイドライン作りが中小企業庁等で検討されており、保証制度を見直す気運が高まっております。他方で、賃貸・医療・介護・教育などのセーフティネットにおいては今なお当然の如く保証人が徴求されており、保証人紹介ビジネスの温床にもなっています。保証問題の現状を把握し、保証人保護のための法改正を実現するため、私たちが今後どのように取り組むべきかを考えます。（折衷型）	保証被害対策全国会議
7	生活再建は住まいから	東日本大震災で住まいを失った被災者、「脱法ハウス」や「追い出し屋」による居住権の侵害ー住まいは生活の基盤であり、あらゆる活動の拠点であるにもかかわらず、その確保が個人の解消と自己責任に任されています。「住まいは人権」をキーワードに、生活再建を図る上で必要な住まいについて考えてみませんか。（講義講演型）	全国追い出し屋対策会議
8	「ブラック企業」の傾向と対策	違法で過酷な労働を強要し、入社して数ヶ月から数年で若者を使い潰してしまう「ブラック企業」。いま、就職活動を行う学生らの間で恐怖の対象になっています。「ブラック企業」の実態を明らかにするとともに、「ブラック企業」の被害に遭った場合の対処方法を紹介します。また、参加者の皆さんとともに、「ブラック企業」がはびこる原因や背景、「ブラック企業」をなくすための方策について、考えます。（討論型）	非正規労働者の権利実現全国会議

申込 番号	分科会タイトル	分 科 会 内 容	担当団体
9	ホームレス問題（強制立退き、選挙権）	ひとたびホームレス状態になると生活保護は厳しい水際の対象となる。ベンチは区切りがあり横になることもできない。なんとか公園等に横になる場所を確保できたとしても、物件しか除却できない行政代執行法（殆どは自力救済）により社会権規約で制限されている強制立ち退きが行われている現状の共有と法的支援について報告。また、これまで2回（H22 参議院、H24 衆議院）の選挙に併せてホームレス等の事情で事実上選挙権を行使することができない方へ選挙権に関するアンケートを実施した。結果、55%、62%が選挙権を行使したいと実際の投票率と同じだった。今回7月21日の参議院選挙に併せて実施した調査結果の報告と、国に対する意見等の報告をする。（折衷型）	ホームレス法的支援者交流会
10	ギャンブル依存症のない社会をめざして	我が国には200万人ものギャンブル依存症患者がいる一方で、治療や回復の場に登場する患者はごくわずかといわれています。そして、ギャンブル依存がもたらす社会的な弊害が甚大である一方で、その対策はほとんどとられていません。ギャンブルによって生じる弊害は、決して自己責任として矮小化してはならず、ギャンブル産業が現に存在する以上必然的に生ずるものとして社会全体が責任を引き受けるべきものです。本分科会では、ギャンブル依存症患者の治療や回復について、国が負うべき責任を考えます。また、ギャンブル依存症を必然的に生じるシステムをどのように変えていくのか、パチンコ問題の解決に向けた、今後の運動について議論します。（折衷型）	依存症問題対策全国会議
11	クレジット被害の現状と立法提言／地域から変えよう！地方消費者行政充実に向けて	【前半 クレジット問題】 サクラサイト被害等、クレジットに関連する被害報告を受けて、特にクレジットカード規制の在り方を中心に議論します。【後半 地方消費者行政】 地方消費者行政の現状を確認したうえで、民間委託や雇止め等の課題について議論します。消費者教育推進法の施行と地域での人材育成についても取り上げます。（折衷型）	クレジット被害対策・地方消費者行政充実実会議（略称クレちほ）
12	被害者の会の今後の役割を考えるー被害者交流と相談員交流を通じてー	改正貸金業法完全施行後より、各地の被害者の会から相談数が激減し、会の存続困難・体制縮小の話題が増えてきました。多重債務者救済の運動が一定の成果を上げたことを評価する一方で、被害者の会も岐路を迎えています。本年の被連協総会では、各地の被害者の会から近時の活動実態に即していないとして、被連協の名称変更を求める声や、減免制度を含めた会費制度に関する質問、110番等の全国的に相談掘り起こしをサポートする体制への質問が相次ぎました。私たちは今後、何をしていくのか、どちらの方向へ進むのか、ともに考えていくとともに、情報交換をする一助にしていきます。（討論型）	全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会
13	なくそう奨学金被害！ー1年間の運動を振り返り、今後の活動を考える	ここ一年、奨学金問題は、マスコミ等でも大きく取り上げられ、社会問題化するようになりました。給付型の奨学金の導入、延滞金の引き下げを含め、様々な動きが出てきています。この動きを本当の改革につなげるため、これまでこの運動に取り組んで来た皆さんと、運動の一年を振り返り、今後の活動を共に考えるため、本分科会を開催します。（折衷型）	奨学金問題対策全国会議
14	被災地・東北から発信する 子ども・女性・ひとり親家族の貧困問題	東日本大震災は、甚大な被害をもたらしたと共に、今まで潜在化してきた問題をおぶりだしました。その一つが女性とこどもの貧困問題です。女性の生き方、労働問題、子供の貧困の連鎖、OECD加盟国中1番貧困率の高い日本のひとり親家族…復興を目指す道筋の中でも様々な困難としわ寄せが襲い掛かっています。東北ならではのコミュニティのありかた、性別役割分業意識など、その上に襲い掛かった震災と放射能問題。復興の力基は誰も排除しない支えあいと考えています。これは女性と子供だけの問題ではありません、すべての「生きる」につながっています。また災害はこれからもどこかで起こります。この東北の地から共に考えていきませんか？（折衷型）	インクルいわて
15	（仮）現地実行委員会からの報告～『個人版私的整理ガイドライン』『福島県の現状と課題』	現地実行委員会により実施する分科会です。（第一部）東日本大震災により生じたいわゆる二重ローン問題の救済手段の一つとして、『個人版私的整理ガイドライン』ができました。制度発足から2年を経過しましたが、そもそもガイドラインとはどういう制度であり、現状でどのような問題点があるのかなどについて、震災後の裁判所の法的整理の運用も併せて検討します。（第二部）福島県は、東日本大震災に加え、福島第一原子力発電所事故の被害にも見舞われました。福島県の被害実態と復興の状況、原発賠償に関する弁護士活動の状況などについてご報告します。（講義講演型）	実行委員会（仙台弁護士会・福島県弁護士会）
16	被災地における相談活動	東日本大震災は、地震そのものによる被害だけでなく、津波や、原発事故などにより、様々な形で被災を巻き起こしました。このような大規模災害において、被災者の様々な不安に対応するために、自身も被災をしているにもかかわらず相談活動を行ってきた各種団体があります。被災地における相談活動を行うにあたっては、事前に段取りをつけ、相談場所を確保し、相談の広報を行い、そして被災地特有の問題に回答するだけの知識などを身につける必要などがあります。こういった情報の交換をはかり、今後の大災害時の相談活動の参考としていただくための分科会を行います。相談活動の充実のためにも、全国各地からのご参加をお待ちしております。（討論型）	みやぎ青葉の会

第 33 回 全国クレジット・サラ金・ヤミ金被害者交流集会 in 仙台 大会 お申込手続きのご案内 【集会・懇親会参加登録・分科会・宿泊プラン】

1. 集会・懇親会参加登録について

- ・ 交流集会のみ参加（参加－1）
一般参加者 2,000 円 弁護士・司法書士 8,000 円
- ・ 交流集会と懇親会（ビュッフェ形式）参加（参加－2）
一般参加者 7,000 円（2,000 円＋5,000 円）
弁護士・司法書士 15,000 円（8,000 円＋7,000 円）

【参加区分表】

	交流集会	懇親会
参加－1	○	×
参加－2	○	○

☆申込み区分は、上記「参加－1」・「参加－2」の区分となります。

※集会資料代を含みます。

※集会当日、後日発送される「集会参加券」を受付にご提出願います。

※集会参加費のご返金は致しかねますのでご了承ください。

※申込み方法：申込書の「集会参加」欄の該当欄（参加－1・参加－2）に○印をお願いします。

（所属団体名もご記入願います。）

※大会事務局に代わって㈱JTB東北が代行収受いたします。

2. 分科会について

- ・ 1 日目＜2013 年 10 月 26 日（土）＞に開催される分科会の希望をご記入ください。会場の都合上、ご希望通りの分科会にご参加できない場合もございますので、第 2 希望までご記入ください。

※申込方法：申込書の「分科会参加希望」欄にご希望の分科会番号をご記入願います。

※ご参加いただく分科会は、後日郵送されます「分科会確認証」にてご確認ください。

3. 宿泊プラン（募集型企画旅行契約）

JTB 東北がお手伝いさせていただきます。以下の旅行条件書(要約)をご確認の上、申込書に必要事項をご記入の上、お申し込みください。

宿 泊 日：2013 年 10 月 25 日（金）・26 日（土）・27 日（日）3 泊

宿泊条件：1 泊朝食付、サービス料税金込、お一人様あたりの料金

添 乗 員：同行いたしません。宿泊施設フロントにて後日送付する宿泊確認書をお渡しください。

最少催行人員：1 名様

下記の宿泊施設をご用意いたしております。

ホテル名	室タイプ	宿泊代金	申込記号	アクセス
仙 台 国 際 ホ テ ル	シングル	11,000 円	1-S	仙台駅西口から徒歩 5 分
	ツイン	8,500 円	1-T	
ホテルグランテラス 仙 台 国 分 町	シングル	9,800 円	2-S	仙台駅西口から徒歩 15 分
ユ ニ ソ イ ン 仙 台	シングル	8,300 円	3-S	仙台駅西口から徒歩 5 分
ホテルユニサイト仙台	シングル	8,100 円	4-S	仙台駅西口から徒歩 3 分

※ツインのご旅行代金は、ツインルームを 2 名様でご利用の場合、お一人あたりの料金です。

※特定のホテル及び部屋タイプに、ご希望が集中する場合がございます。その際は上記施設の中からご希望以外の施設をご案内させていただきます場合がございますので、ご了承下さい。

※朝食が不要の場合でも特別設定料金のため、ご返金はできません。個人勘定及びこれに伴うサービス料金と諸税は各自ご清算願います。

4. エクスカーション（募集型企画旅行契約）

JTB東北がお手伝いさせていただきます。下記の旅行条件書(要約)をご確認の上、申込書に必要事項を記載の上お申し込みください。

お一人様ご旅行代金：6,600 円／募集人員：40 名様・最少催行人員：25 名様

お食事：あり 添乗員：同行いたしません

10 月 27 日 (日)	仙台市民会館発 ☐ 青葉城址（下車観光）・青葉城本丸会館にて昼食 ☐
	13:30 13:40 14:30
	☐ 仙台近郊被災地視察（名取市関上・荒浜） ☐ 仙台空港・ ☐ 仙台駅
	15:00 16:00 16:20 17:10

※お申込は申込受付順とし、満員になり次第、締切とさせていただきます。

※申込人員が最少催行人員に満たない時は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 3 日目にあたる日より前に旅行中止のご通知を致します。

※旅行費用含まれるもの：旅行日程に明示した貸切バス代それともなう有料道路・駐車場代、もしくは運送機関料金、食事費用、入場料(行程に記載されているもの)が含まれております。

※行程は交通状況により、時間に変更になる場合がございますので、接続の列車等の予約をされる場合は余裕を持ってお願い致します。遅延による交通機関の取消料に関して、当方では負担できません。ご了承の程、お願い致します。

5. 申込方法とお支払い

- ① 別紙申込書に必要事項をご記入のうえ、**株JTBビジネスネットワーク JTB東北 ECデスクへ FAXまたは郵送にて直接お申込み下さい。**電話でのお申込みは承れません。FAX送信の場合、誠に手数ですが、着信確認のご連絡をフリーダイヤル **0120-989-960** まで、お願いいたします。

申込締切： **2013 年 9 月 20 日（金）** までに必着でお願いします

- ② 2013 年 10 月 4 日（金）頃に、お申込代表者のご連絡先宛に、「集会参加券」「分科会確認証」「宿泊確認書」「懇親会参加券」「エクスカーション参加券」「ご請求書」及び「振込用紙」を発送いたします。

それ以前に予約状況を確認したい方はお電話にて下記お問い合わせ先へご連絡ください。

- ③ お支払は 2013 年 10 月 11 日（金）までに、請求書に記載の銀行口座へお振込をお願い致します。（振込手数料はご負担願います。）

※お申込後に、変更・取消される場合、各申込項目毎に取消料を申し受けます。

以下「6. 変更・取消について」の項をご確認ください。

6. 変更・取消について

- ① 申込み後の変更及び取消は、必ず FAX にて JTB 東北 EC デスクにご連絡ください。
- ・取消基準日は、弊社営業日・営業時間内の FAX 着信時とさせていただきます。必ず書面にてご連絡ください。（トラブルを防ぐため、お電話での変更・取消は一切お預かりいたしません。ご了承ください。）
 - ・旅行開始後の取消し連絡はお電話にて承ります。（大会当日の連絡先は、別途お送りする確認書に記載いたします。）
- ② お申込後の取消につきましては各取消料を申し受けます。ご入金後のご返金は、変更・取消にて生じた変更・取消料を差し引いた金額を、大会終了後、銀行振込にてご返金させていただきます。

【変更・取消料】（受付日は**当社受付時間内**とさせていただきます）

- ・参加－2の懇親会（一般参加者 5,000 円・弁護士・司法書士 7,000 円）

7 日前から 3 日前まで	懇親会費の 50%
2 日前及び前日	100%
当 日	100%
無 連 絡	100%

- ・宿泊プラン・エクスカーションの取消料はご旅行条件書 要約をご参照ください。

【お申し込み先・お問い合わせ先】（受託販売）

（株）JTB ビジネスネットワーク JTB 東北 EC デスク

フリーダイヤル TEL：0120-989-960 FAX：0120-937-224

営業時間：土日祝（年末年始）除く平日 9:30～17:30

住所：〒170-0013 東京都豊島区東池袋 3-23-14 ダイハツ・ニッセイ池袋ビル7F

観光庁長官登録旅行業 第64号（株）ジェイティービー 代理業東京都知事登録旅行者代理業第10718号

総合旅行業務取扱管理者：山岸 哲也

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお訊ねください。

【旅行企画実施】株式会社 JTB 東北法人営業仙台支店

〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-4-1 明治安田生命ビル 4 階

観光庁長官登録旅行業第 1573 号 一般社団法人日本旅行業協会正会員／旅行業公正取引協議会会員

■ご旅行条件書 要約（募集型企画旅行契約）・・・宿泊プラン

お申し込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をご確認いただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

旅行条件書（全文）はこちらよりご確認ください。【<http://www.jtb.co.jp/operate/jyoken/acedom.asp>】

●募集型企画旅行契約

この旅行は（株）JTB 東北法人営業仙台支店（仙台市青葉区大町1-4-1 明治安田生命ビル 4 階、観光庁長官登録旅行業第 1573 号、以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする宿泊確認書と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

（１）所定の申込書に所定の事項を記入し、お申し込みください。

（２）旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。但し、本契約に関しましては、後日送付する請求書に基づく旅行代金のお振込が完了した時点で、旅行契約が成立したものとします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前（もしくは当社が指定する期日までに）にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●取消料

・宿泊プラン（募集型企画旅行契約）

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日		取消料（お1人様）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1. 6 日目にあたる日以前の解除	無料
	2. 5 日目にあたる日以降の解除（3～6を除く）	旅行代金の 20%
	3. 3 日目にあたる日以降の解除（4～6を除く）	旅行代金の 30%
	4. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
	5. 当日の解除（6を除く）	旅行代金の 50%
	6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

・エクスカーション（募集型企画旅行契約）

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日		取消料（お1人様）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1. 21 日目にあたる日以前の解除（日帰り旅行にあっては 11 日目）	無料
	2. 20 日目（日帰り旅行にあっては 10 日目）にあたる日以降の解除（3～6を除く）	旅行代金の 20%
	3. 7 日目にあたる日以降の解除（4～6を除く）	旅行代金の 30%
	4. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
	5. 当日の解除（6を除く）	旅行代金の 50%
	6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

●旅行代金に含まれるもの

各旅行日程およびご案内に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊代、食事代、及び消費税等諸税これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。）

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

- ・死亡補償金：1500万円
- ・入院見舞金：2～20万円
- ・通院見舞金：1～5万円
- ・携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円（但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。）

身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。＜免責事項＞

●国内旅行保険への加入について

旅行先において、病気・けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で十分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、お問合せください。

●事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込箇所にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

●個人情報の取扱について

当社は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び、それらのサービス受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。また、大会運営に伴い大会主催事務局へ情報を提出し利用させていただきます。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2013年8月30日現在を基準としています。又、旅行代金は2013年8月30日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅行企画・実施 株式会社 JTB 東北法人営業仙台支店

観光庁長官登録旅行業第1573号

日本旅行業協会正会員

〒980-0804 仙台市青葉区大町1-4-1 明治安田生命仙台ビル4階

「第33回 全国クレジット・サラ金・ヤミ金被害者交流集会 in 仙台」
【集会・懇親会参加登録・分科会・宿泊プラン申込書】

申込締切 2013年9月20日(金)
FAX：0120-937-224

申込者または代表者		年齢：		性別 男 ・ 女 (○印をお付けください)	
希望連絡先・郵送先		勤務先 ・ 自宅 (○印をお付け下さい)			
勤務先・団体名		〒 都道府県 TEL： FAX： 緊急連絡先： 〒 都道府県 TEL： FAX： 緊急連絡先：			
上記勤務先住所					
自宅その他住所					

No	フリガナ 参加者氏名	所属団体名 区分 ○印をお付けください	性別	集会参加 (○印) 参加1・2 ※参加-1【集会のみ参加】 ※参加-2【集会及び懇親会参加】	分科会参加希望		宿泊日		希望		希望		希望		Eキス カーション (お付け下さい)	備考欄
					第1希望	第2希望	宿泊日	希望	希望	希望	希望	希望	希望	希望		
例	センダイ タロウ 仙台 太郎	(仙台 00 会) (一般) ・ 弁 ・ 司	(男) 女	参加-1・参加-2 (参加-2)	1	2	10/25(金) 10/26(土) 10/27(日)	○ ○ ○	1	ー	1	ー	1	ー	○	
1		(一般) ・ 弁 ・ 司	男 女	参加-1・参加-2			10/25(金) 10/26(土) 10/27(日)									
2		(一般) ・ 弁 ・ 司	男 女	参加-1・参加-2			10/25(金) 10/26(土) 10/27(日)									
3		(一般) ・ 弁 ・ 司	男 女	参加-1・参加-2			10/25(金) 10/26(土) 10/27(日)									
4		(一般) ・ 弁 ・ 司	男 女	参加-1・参加-2			10/25(金) 10/26(土) 10/27(日)									
5		(一般) ・ 弁 ・ 司	男 女	参加-1・参加-2			10/25(金) 10/26(土) 10/27(日)									

※別紙記載の旅行条件書をご確認の上お申込下さい。
※大会事務局の依頼により(株)JTB 東北が参加に関わる諸費用を代行受領致します。
※集会・懇親会参加登録料については旅行契約には該当致しません。

申込先 (株)JTBビジネスネットワーク JTB東北ECデスク
〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-23-14 タイハツ・ニッセイ池袋ビル7F
TEL:0120-989-960 FAX:0120-937-224

全体集会・分科会会場案内図



宿泊ホテル案内図



<ホテル名>

- ①仙台国際ホテル ②ホテルグランテラス仙台国分町 ③ユニゾイン仙台 ④ホテルユニサイト仙台



写真提供：仙台市観光交流課

- 主 催：全国クレジット・サラ金問題対策協議会、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会、第 33 回全国集会現地実行委員会
 ■後 援：総務省、金融庁（※申請中）、消費者庁（※申請中）、宮城県、岩手県、福島県、仙台市、石巻市、塩竈市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、白石市、気仙沼市、日本司法支援センター宮城地方事務所、日本司法支援センター岩手地方事務所、日本司法支援センター福島地方事務所、 河北新報社、朝日新聞仙台総局、毎日新聞仙台支局、産経新聞社東北総局、読売新聞東北総局、岩手日報社、福島民報社、福島民友新聞社、 ミヤギテレビ、 TBC東北放送、 RKB仙台放送、 KHB東日本放送、 NHK仙台放送局、一般社団法人社会的包摂サポートセンター、日本弁護士連合会、東北弁護士会連合会、仙台弁護士会、岩手弁護士会、福島県弁護士会、日本司法書士会連合会、宮城県司法書士会、岩手県司法書士会、福島県司法書士会
 （順不同）